

出張所(サテライト)の設置等について【訪問看護・介護予防訪問看護】

■出張所の設置に係る基準・要件について

(1)設置場所について

大阪府内に限り、出張所の設置を認めます。(他の都道府県に出張所を設置できません。)

(2)人員基準

主たる事業所及び出張所全体で基準を満たしているか判断しますが、「看護職員が常勤換算で2.5人以上」の人員基準は、主たる事業所単独で満たすよう配置してください。

(3)設備基準

主たる事業所とは別に、「事務室、訪問看護の提供に必要な設備、備品、感染症予防に必要な設備・備品」の確保が必要です。

(4)運営基準

事業者の指定は、原則としてサービス提供の拠点ごとに行うものとするが、地域の実情等を踏まえ、サービス提供体制の面的な整備、効率的な事業実施の観点から本体の事業所とは別にサービス提供等を行う出張所等であって、次の要件を満たすものについては、一体的なサービス提供の単位として「事業所」に含めて指定することができる取扱いとする。なお、この取扱いについては、同一法人にのみ認められる。

- ① 利用申込みに係る調整、サービス提供状況の把握、職員に対する技術指導等が一体的に行われること。
- ② 職員の勤務体制、勤務内容等が一元的に管理されること。必要な場合に随時、主たる事業所や他の出張所等との間で相互支援が行える体制(例えば、当該出張所等の従業者が急病等でサービスの提供ができなくなった場合に、主たる事業所から急遽代替要員を派遣できるような体制)にあること。
- ③ 苦情処理や損害賠償等に際して、一体的な対応ができる体制にあること。
- ④ 事業の目的や運営方針、営業日や営業時間、利用料等を定める同一の運営規程が定められること。
- ⑤ 人事、給与・福利厚生等の勤務条件等による職員管理が一元的に行われること。

(補足)加算に関する留意点

a. ターミナルケア加算

主たる事業所、出張所双方の全体で、加算の有無を判断する。

b. サービス提供体制強化加算

主たる事業所、出張所双方の全体で、加算の有無を判断する。

c. 緊急時訪問看護加算/特別管理体制加算

「1人の利用者に対し、1か所の事業所に限り算定できる。」は、主たる事業所、出張所を通じて1事業所とみなす。

■介護給付費の請求について

【訪問看護の出張所に係る地域区分の適用について】

(問)

A市(1級地)に本拠地のある訪問看護事業所が、B市(3級地)に出張所(サテライト事業所)を設置している場合、この出張所に常勤している訪問看護員が行う訪問看護は、地域区分として、3級地で請求することになるのか。

(答)

本拠地の1級地ではなく、訪問看護を提供した出張所(サテライト事業所)の地域区分である3級地の区分で請求することになります。

明細書の記載としては、「請求事業者欄」には、事業所番号が附番されているA市にある事業所の状況を記載することになりますが、給付費明細欄にある「摘要欄」に「ST」(サテライト事業所の略称の意味)を記載し、「請求額集計欄」にある「単位数単位」は3級地の単位を記載します。

■出張所の名称について

出張所の名称については、主たる事業所名の後ろに任意の出張所名を付けるなど、主たる事業所との関係が分かる名称としてください。

(例)〇〇訪問看護ステーション △△出張所

(※主たる事業所名)

■届出について

出張所を設置・移転・廃止・変更する日までに広域福祉課へ届け出てください。

■必要書類について

(1)出張所の設置・移転

- ・変更届連絡票
- ・変更届出書【様式第一号(五)】
- ・指定に係る記載事項【付表第一号(三)】
- ・運営規定
- ・サテライト事業所の平面図
- ・サテライト事業所内外の写真(カラー)
- ・賃貸借契約書 ※サテライト事業所が申請者(法人)所有の建物でない場合のみ必要
- ・誓約書(サテライト用)
- ・介護給付費算定に係る体制等に関する届出書
- ・介護給付費算定に係る体制等状況一覧表(サテライト用)

(2)出張所の廃止・変更

- ・変更届連絡票
- ・変更届出書【様式第一号(五)】
- ・指定に係る記載事項【付表第一号(三)】
- ・運営規定
- ・利用者に対する措置状況(任意様式) ※変更の場合は不要
- ・介護給付費算定に係る体制等に関する届出書 ※変更の場合は不要
- ・介護給付費算定に係る体制等状況一覧表(サテライト用) ※変更の場合は不要